

消費者基本計画の検証・評価・監視に係る関係省庁ヒアリングの対象施策等(1)

○5月7日(火)

テーマ(平成25年2月26日消費者委員会意見)	施策番号	具体的施策	実施時期	担当省庁等	ヒアリング対象省庁等	ヒアリング項目
<p>【食品と放射能に関するリスクコミュニケーション】</p> <p>○食品と放射能に関する消費者理解増進を図るため、これまでの取組の効果や課題等について検証・評価を行い、関係省庁等による密接な連携の下で取組をさらに強化するための方策を計画の具体的施策等に明記されたい。</p>	21	<p>関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。</p> <p>消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。</p>	継続的に実施します。	<p>消費者庁 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 環境省</p>	消費者庁	○食品と放射能に関する消費者理解増進のための施策の概要と今後の取組方針について説明されたい。
	21-2	<p>食品と放射能に関する消費者理解の増進を推進します。</p> <p>消費者庁内に設置された「食品と放射能に関する消費者理解増進チーム」において、放射能に関する消費者の意識調査や生産者を含めた事業者からのヒアリング等により、食品の風評被害の実態を把握し、その結果を踏まえ、消費者理解の増進に必要な措置を講じ、風評被害の払拭を図ります。</p>	継続的に実施します。	消費者庁		